

# 資料 83 水質汚濁に係る環境基準（令和 7（2025）年 12 月末現在）

## ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号（以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa) 又はb) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、リン酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「イ 生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

# イ 生活環境の保全に関する環境基準

## (ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
測定方法		日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1 18に定める方法	公共用水域告示付表8に掲げる方法	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5 5.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする</p> <p>6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	公共用水域告示付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法
備考1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

(イ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
	測定方法	規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1 17.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	規格K0102-1 22.5に定める方法

備考

- アルカリ性法とは、次のものをいう。  
試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mL とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。  

$$COD(02mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$
 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)、(b) : 蒸留水について行なった空試験値(mL)  
 fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級 : ポラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
	測定方法	規格K0102-2 17.4又は17.5(規格K0102-2 17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4(18.4.1.4のbを除く。)に定める方法

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
	測定方法	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	公共用水域告示付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

## ウ 地下水の環境基準

六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70-120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-3 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び5.5に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## エ 環境基準の類型指定状況

### (ア) 河川

あてはめ 水域名	生活環境の保全に関する環境基準						環境基準点名	範囲	備考	
	BOD等5項目			水生生物の保全に係る項目						
	類型	達成 期間	指定年月日 (見直し年月日)	類型	達成 期間	指定年月日				
宇治川(1)	A	ハ	関45.9.1	生物B	イ	環21.11.30 (※1)	隠元橋	山科川合流点より上流		
宇治川(2)	B	ハ	〃				宇治川御幸橋	山科川合流点から三川合流点まで	山科川合流点を含む。	
桂川上流	A	イ	〃	桂川上流(1)生物A	イ	府22.12.28	渡月橋	渡月橋より上流	渡月橋を含む。 (水生生物の保全に係る項目の桂川上流(1):世木ダムより上流、桂川上流(2):世木ダムより下流)	
				桂川上流(2)生物B	イ	〃	桂川上流(1):八千代橋 桂川上流(2):渡月橋			
桂川下流(1)	A	イ	関45.9.1 (府22.12.28)	生物B	イ	〃	西大橋	渡月橋から天神川合流点まで		
桂川下流(2)	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29, 府22.12.28)	生物B	イ	〃	宮前橋	天神川合流点から宇治川合流点まで	天神川合流点を含む。	
鴨川上流(1)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24, 府22.12.28)				出町橋	高野川合流点より上流	高野川合流点を含む。	
鴨川上流(2)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24, 府8.3.29)				三条大橋	高野川合流点から勸進橋まで	勸進橋を含む。	
鴨川下流	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29, 府22.12.28)				京川橋	勸進橋より下流		
木津川(2)	A	ロ	環47.11.6	生物B	イ	環21.11.30 (※2)	笹瀬橋	久米川合流点から名張川合流点まで		
木津川(3)	A	イ	〃				恭仁大橋 玉水橋 木津川御幸橋	名張川合流点から淀川合流点まで	名張川合流点を含む。	
由良川上流	AA	イ	府49.4.1	生物A	イ	府22.12.28	安野橋	大野ダムより上流		
由良川下流	A	イ	〃	生物B	イ	〃	山家橋 以久田橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋	大野ダムより下流		
野田川	A	ロ	府51.7.20				六反田橋 堂谷橋	全域		
竹野川	B	イ	府52.3.25 (府22.12.28)				荒木野橋	全域		
小畑川上流	A	イ	府53.3.24 (府22.12.28)					京都市・長岡京市境界点	京都市と長岡京市の境界より上流	京都市と長岡京市の境界を含む。
小畑川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29, 府22.12.28)				小畑橋	京都市と長岡京市の境界より下流		
大谷川	B	ロ	府53.3.24 (府22.12.28)				二ノ橋	全域		
高野川上流	AA	イ	府53.3.24				三宅橋	花園川合流点より上流	花園川合流点を含む。	
高野川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29)				河合橋	花園川合流点より下流		
清滝川	AA	イ	府53.3.24				落合橋	全域		
田原川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				蛭橋	全域		
弓削川	A	イ	府8.3.29				寺田橋	全域		
園部川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				神田橋	全域		
犬飼川	A	イ	〃				並河橋	全域		
有栖川	A	イ	〃				梅津新橋	全域		
天神川	A	イ	〃				西京極橋	全域		
和束川	A	イ	府8.3.29				菜切橋	全域		
棚野川	A	イ	〃				和泉大橋	全域		
高屋川	A	イ	〃				黒瀬橋	全域		
上林川	A	イ	〃				五郎橋	全域		
八田川	A	イ	〃				八田川橋	全域		
犀川	A	イ	〃				小貝橋	全域		
土師川	A	イ	〃				土師橋	全域		
牧川	A	イ	〃				天津橋	全域		
牧宮川	A	イ	〃				宮川橋	全域		
伊佐津川	A	イ	〃				相生橋	全域		
河辺川	A	イ	〃				第一河辺川橋	全域		
大手川	A	ロ	〃				京口橋	全域		
福田川	A	イ	〃				新川橋	全域		
宇川	A	イ	〃				宇川橋	全域		
佐濃谷川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				高橋橋	全域		

(注) 1 達成期間:「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

2 指定年月日(見直し年月日):「関」は閣議決定、「環」は環境庁(環境省)告示、「府」は京都府告示

3 ※1により指定された水域は「淀川(全域)」, ※2により指定された水域は「木津川下流(久米川合流点より下流)」

(イ) 海域 (COD)

あてはめ水域名	類型	達成期間	指定年月日	環境基準点名	範囲
舞鶴湾 (1)	A	ハ	府50.3.18	N 35° -29' -34" MA-3 E 135° -23' -20" (念仏鼻地先) N 35° -28' -19" MA-4 E 135° -19' -38" (檜埼地先)	別記1の(1)の水域
舞鶴湾 (2)	A	イ	"	N 35° -30' -58" MA-1 E 135° -20' -12" (キンギョ鼻地先) N 35° -29' -47" MA-2 E 135° -21' -26" (恵比須埼地先)	別記1の(2)の水域
宮津湾	A	ロ	府51.7.20	N 35° -34' -59" M-1 E 135° -12' -50" (江尻地先) N 35° -32' -31" M-2 E 135° -11' -53" (島埼地先)	別記2の(1)の水域
阿蘇海	B	ハ	"	N 35° -33' -41" A-1 E 135° -09' -50" (野田川流入点) N 35° -34' -03" A-2 E 135° -10' -46" (中央部) N 35° -34' -41" A-3 E 135° -11' -33" (溝尻地先)	別記2の(2)の水域
若狭湾	A	イ	"	N 35° -32' -17" W-1 E 135° -17' -50" (栗田湾沖) N 35° -38' -05" W-2 E 135° -16' -04" (波見埼沖) N 35° -40' -30" W-3 E 135° -19' -12" (鷺埼沖)	別記2の(3)の水域
山陰海岸	A	イ	府52.3.25	N 35° -45' -05" S-1 E 135° -06' -40" (竹野川沖) N 35° -39' -17" S-2 E 134° -54' -57" (久美浜湾沖)	別記3の(1)の水域
久美浜湾	A	ロ	"	N 35° -38' -21" K-1 E 134° -54' -02" (湾口部) N 35° -36' -45" K-4 E 134° -54' -02" (湾奥部)	別記3の(2)の水域

別記

- (1) 舞鶴市捻松埼から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である(舞鶴湾(1))。
- (2) 舞鶴市金ヶ埼から0度に引いた線、同市博奕岬から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である(舞鶴湾(2))。
- 若狭湾西部水域は、丹後半島経ケ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面埼の府県境と同地点から真方位24度1.2kmの点と舞鶴市毛島から真方位84度1.5kmの点を結ぶ線とその点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和49年京都府告示第179号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)を除いた水域である。このうち
  - 宮津湾は、宮津市黒岬の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
  - 阿蘇海は、小天橋及び大天橋より内海の水域である。
  - 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。
- 山陰海岸東部水域は、京都府と兵庫県との境界である陸岸から、京都府と福井県の境界である陸岸の地点に至る地先海域であって、若狭湾西部水域(昭和51年京都府告示第415号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)に係る部分を除いた水域である。このうち
  - 山陰海岸は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜湾に係る部分を除いた水域である。
  - 久美浜湾は、山陰海岸東部水域のうち、小天橋より内湾の水域である。

(ウ) 海域 (全窒素及び全<sup>りん</sup>燐)

あてはめ水域名	類型	達成期間	指定年月日	環境基準点名 ( (2)と同じ緯度・経度 )	範囲
舞鶴湾 (ア)	II	イ	府8.3.29	念仏鼻地先 檜埼地先	別記1の水域
舞鶴湾 (イ)	II	イ	"	キンギョ鼻地先 恵比須埼地先	別記2の水域
宮津湾	II	イ	"	江尻地先 島埼地先	別記3の水域
阿蘇海	II	ハ	"	野田川流入点 中央部 溝尻地先	別記4の水域
久美浜湾	II	ロ	"	湾口部 湾奥部	別記5の水域

- 別記
- 舞鶴市捻松埼から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
  - 舞鶴市金ヶ埼から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(ア)に係る部分を除いた水域である。
  - 宮津市黒岬と同市波見埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
  - 宮津市の小天橋、大天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
  - 久美浜湾南防波堤灯台から233度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。

# 資料84 水質汚濁に係る規制措置の状況（令和7年（2025年）12月末現在）

根拠法令	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例																																																												
排水口に係る濃度の基準  有害物質以外	<p>(対象) 法に基づく特定事業場のうち日平均排水量50m<sup>3</sup>以上</p> <table border="1"> <tr> <td>pH</td> <td>5.0~9.0(海域へ排出) 5.8~8.6(海域以外へ排出)</td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td>160(120)</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>160(120)</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>200(150)</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>銅</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>亜鉛</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>溶解性鉄</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>溶解性マンガン</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大腸菌数</td> <td>(800)</td> </tr> <tr> <td>窒素</td> <td>120(60)</td> </tr> <tr> <td>リン</td> <td>16(8)</td> </tr> </table> <p>この他に瀬戸内流域の事業場に対し、COD、窒素及びリンについて総量規制が適用されます。</p>	pH	5.0~9.0(海域へ排出) 5.8~8.6(海域以外へ排出)	BOD	160(120)	COD	160(120)	SS	200(150)	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30	フェノール類	5	銅	3	亜鉛	2	溶解性鉄	10	溶解性マンガン	10	クロム	2	大腸菌数	(800)	窒素	120(60)	リン	16(8)	<p>(対象) 淀川水域等及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場のうち、それぞれ日平均排水量30m<sup>3</sup>以上又は50m<sup>3</sup>以上</p> <p>(新設特定事業場の例)</p> <table border="1"> <tr> <td>BOD</td> <td>25(20)</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>25(20)</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>90(70)</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量) ※</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>フェノール類※</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(注) ・単位はmg/L (pHは単位なし。また、大腸菌数のみCFU/mL) ・( )内は日間平均値の許容限度 ・窒素及びリンについては、閉鎖性水域に限り適用 ・※の条例による規制は、舞鶴湾水域、阿蘇海水域及び久美浜湾水域には適用しない。</p>	BOD	25(20)	COD	25(20)	SS	90(70)	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量) ※	20	フェノール類※	1																				
	pH	5.0~9.0(海域へ排出) 5.8~8.6(海域以外へ排出)																																																												
BOD	160(120)																																																													
COD	160(120)																																																													
SS	200(150)																																																													
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5																																																													
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30																																																													
フェノール類	5																																																													
銅	3																																																													
亜鉛	2																																																													
溶解性鉄	10																																																													
溶解性マンガン	10																																																													
クロム	2																																																													
大腸菌数	(800)																																																													
窒素	120(60)																																																													
リン	16(8)																																																													
BOD	25(20)																																																													
COD	25(20)																																																													
SS	90(70)																																																													
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量) ※	20																																																													
フェノール類※	1																																																													
有害物質	<p>(対象) 法に基づく特定事業場</p> <table border="1"> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>1, 2-ジクロロエタン</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>1, 1-ジクロロエチレン</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>シス-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>1, 1, 2-トリクロロエタン</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>1, 3-ジクロロプロペン</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>230(海域へ排出) 10(海域以外へ排出)</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>15(海域へ排出) 8(海域以外へ排出)</td> </tr> <tr> <td>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</td> <td>100※</td> </tr> <tr> <td>1, 4-ジオキサン</td> <td>0.5</td> </tr> </table> <p>※アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量</p>	カドミウム及びその化合物	0.03	シアン化合物	1	有機燐化合物	1	鉛及びその化合物	0.1	六価クロム化合物	0.2	砒素及びその化合物	0.1	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ポリ塩化ビフェニル	0.003	トリクロロエチレン	0.1	テトラクロロエチレン	0.1	ジクロロメタン	0.2	四塩化炭素	0.02	1, 2-ジクロロエタン	0.04	1, 1-ジクロロエチレン	1	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	チウラム	0.06	シマジン	0.03	チオベンカルブ	0.2	ベンゼン	0.1	セレン及びその化合物	0.1	ほう素及びその化合物	230(海域へ排出) 10(海域以外へ排出)	ふっ素及びその化合物	15(海域へ排出) 8(海域以外へ排出)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100※	1, 4-ジオキサン	0.5	<p>(対象) 淀川水域等及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場</p> <p>(新設特定事業場の例)</p> <table border="1"> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>0.5</td> </tr> </table> <p>(注) 単位はmg/L</p>	シアン化合物	0.5	有機燐化合物	0.5
	カドミウム及びその化合物	0.03																																																												
シアン化合物	1																																																													
有機燐化合物	1																																																													
鉛及びその化合物	0.1																																																													
六価クロム化合物	0.2																																																													
砒素及びその化合物	0.1																																																													
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005																																																													
アルキル水銀化合物	検出されないこと。																																																													
ポリ塩化ビフェニル	0.003																																																													
トリクロロエチレン	0.1																																																													
テトラクロロエチレン	0.1																																																													
ジクロロメタン	0.2																																																													
四塩化炭素	0.02																																																													
1, 2-ジクロロエタン	0.04																																																													
1, 1-ジクロロエチレン	1																																																													
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4																																																													
1, 1, 1-トリクロロエタン	3																																																													
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06																																																													
1, 3-ジクロロプロペン	0.02																																																													
チウラム	0.06																																																													
シマジン	0.03																																																													
チオベンカルブ	0.2																																																													
ベンゼン	0.1																																																													
セレン及びその化合物	0.1																																																													
ほう素及びその化合物	230(海域へ排出) 10(海域以外へ排出)																																																													
ふっ素及びその化合物	15(海域へ排出) 8(海域以外へ排出)																																																													
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100※																																																													
1, 4-ジオキサン	0.5																																																													
シアン化合物	0.5																																																													
有機燐化合物	0.5																																																													
条例に基づく規制項目		<p>京都府環境を守り育てる条例</p> <p>(対象) 条例の特定工場等のうち日平均排水量50m<sup>3</sup>以上</p> <table border="1"> <tr> <td>ニッケル</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(注) 単位はmg/L</p> <p>※この他に、特定工場に対し、BOD、COD及びSSについて汚濁負荷量規制があります。</p>	ニッケル	2																																																										
ニッケル	2																																																													

## 資料85 環境基準の年度別達成状況（河川）

（BOD）

（単位 mg/L）

類型あてはめ 水域名	環境基準点名	指定 類型	類型指定年度 （見直し年度）	達成状況（年度）				
				令和2（2020）	令和3（2021）	令和4（2022）	令和5（2023）	令和6（2024）
宇治川（1）	隠元橋	Aハ	昭和45（1970）	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
宇治川（2）	宇治川御幸橋	Bハ	昭和45（1970）	1.1	1.1	0.9	1.0	1.2
桂川上流	渡月橋	Aイ	昭和45（1970）	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
桂川下流（1）	西大橋	Aイ	昭和45（1970）（平成22（2010））	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8
桂川下流（2）	宮前橋	Aイ	昭和45（1970）（平成7（1995）,平成22（2010））	0.9	0.9	0.9	0.9	1.1
鴨川上流（1）	出町橋	Aイ	昭和45（1970）（昭和52（1977）,平成22（2010））	0.5	0.8	0.8	0.7	1.0
鴨川上流（2）	三条大橋	Aイ	昭和45（1970）（昭和52（1977）,平成7（1995））	0.9	0.7	1.1	1.0	1.1
鴨川下流	京川橋	Aイ	昭和45（1970）（平成7（1995）,平成22（2010））	0.7	0.7	0.9	1.2	1.2
木津川（2）	笹瀬橋	Aロ	昭和47（1972）	1.3	1.2	1.4	1.6	1.3
木津川（3）	恭仁大橋	Aイ	昭和47（1972）	0.8	0.9	0.9	0.9	1.1
	玉水橋			0.7	0.8	0.9	0.8	1.0
	木津川御幸橋			0.7	0.6	0.9	0.9	0.9
由良川上流	安野橋	AAイ	昭和49（1974）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6
由良川下流	山家橋	Aイ	昭和49（1974）	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6
	以久田橋			0.7	0.5	0.6	0.5	0.6
	音無瀬橋			0.7	0.7	0.7	0.6	0.7
	波美橋			0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
	由良川橋			0.6	0.6	0.6	0.5	0.7
野田川	六反田橋	Aロ	昭和51（1976）	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.8
	堂谷橋			<0.5	0.6	0.9	0.7	1.0
竹野川	荒木野橋	Bイ	昭和51（1976）（平成22（2010））	1.1	0.7	0.6	0.7	0.9
小畑川上流	京都市・長岡京市境界点	Aイ	昭和52（1977）（平成22（2010））	0.8	0.9	1.1	0.9	1.0
小畑川下流	小畑橋	Aイ	昭和52（1977）（平成7（1995）,平成22（2010））	0.7	0.7	1.0	1.1	1.2
大谷川	二ノ橋	Bロ	昭和52（平成22（2010））	1.9	2.0	1.6	1.7	2.9
高野川上流	三宅橋	AAイ	昭和52（1977）	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7
高野川下流	河合橋	Aイ	昭和52（1977）（平成7（1995））	0.7	0.8	0.9	0.8	0.8
清滝川	落合橋	AAイ	昭和52（1977）	0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.7
田原川	蛭橋	Aイ	平成7（1995）（平成22（2010））	0.5	0.5	0.5	0.9	0.7
弓削川	寺田橋	Aイ	平成7（1995）	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
園部川	神田橋	Aイ	平成7（1995）（平成22（2010））	0.8	1.0	1.1	1.1	1.0
犬飼川	並河橋	Aイ	平成7（1995）（平成22（2010））	1.0	0.8	1.0	0.9	1.0
有栖川	梅津新橋	Aイ	平成7（1995）（平成22（2010））	1.0	1.2	1.4	1.5	1.4
天神川	西京極橋	Aイ	平成7（1995）（平成22（2010））	1.0	1.0	1.3	0.9	1.2
和束川	菜切橋	Aイ	平成7（1995）	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.6
棚野川	和泉大橋	Aイ	平成7（1995）	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.7
高屋川	黒瀬橋	Aイ	平成7（1995）	0.7	1.0	1.1	1.1	1.2
上林川	五郎橋	Aイ	平成7（1995）	0.7	0.6	0.7	0.8	0.6
八田川	八田川橋	Aイ	平成7（1995）	1.1	1.0	1.1	1.1	1.4
犀川	小貝橋	Aイ	平成7（1995）	0.8	0.8	1.0	1.1	1.0
土師川	土師橋	Aイ	平成7（1995）	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8
牧川	天津津橋	Aイ	平成7（1995）	0.7	<0.5	<0.5	0.7	0.7
宮川	宮川橋	Aイ	平成7（1995）	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5
伊佐津川	相生橋	Aイ	平成7（1995）	0.8	0.5	0.6	<0.5	0.7
河辺川	第一河辺川橋	Aイ	平成7（1995）	0.5	0.5	0.6	<0.5	0.9
大手川	京口橋	Aロ	平成7（1995）	0.7	0.5	0.6	0.7	0.7
福田川	新川橋	Aイ	平成7（1995）	0.5	0.8	0.7	0.6	1.1
宇川	宇川橋	Aイ	平成7（1995）	<0.5	0.6	<0.5	0.6	0.7
佐濃谷川	高橋	Aイ	平成7（1995）（平成22（2010））	<0.5	0.6	0.8	0.6	0.8

（注）1 BODの75%水質値です。

2 網掛けは、環境基準に適合していないものです。

3 水域ごとの環境基準の評価は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成としています。

4 指定類型のイ、ロ及びハの内容は、以下のとおりです。

イ：水域類型指定時点において直ちに達成

ロ：水域類型指定時点から起算して5年以内で可及的速やかに達成

ハ：水域類型指定時点から起算して5年を超える期間で可及的速やかに達成

(水生生物の保全に係る環境基準項目)

(全亜鉛)

(単位 mg/L)

類型あてはめ 水域名	環境基準点名	指定 類型	類型指定 年度	達成状況 (年度)				
				令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
淀川	隠元橋	生物Bイ	平成21(2009)	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003
	宇治川御幸橋			0.003	0.004	0.004	0.003	0.004
桂川上流(1)	八千代橋	生物Aイ	平成22(2010)	0.007	0.004	0.002	0.009	0.003
桂川上流(2)	渡月橋	生物Bイ	平成22(2010)	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002
桂川下流(1)	西大橋	生物Bイ	平成22(2010)	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
桂川下流(2)	宮前橋	生物Bイ	平成22(2010)	0.010	0.010	0.012	0.010	0.010
木津川下流	笹瀬橋	生物Bイ	平成21(2009)	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004
	恭仁大橋			0.004	0.003	0.003	0.003	0.004
	玉水橋			0.004	0.005	0.006	0.004	0.005
	木津川御幸橋			0.003	0.004	0.004	0.003	0.003
由良川上流	安野橋	生物Aイ	平成22(2010)	<0.001	0.001	0.001	0.002	0.001
由良川下流	山家橋	生物Bイ	平成22(2010)	0.002	0.001	0.001	0.003	0.001
	以久田橋			0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
	音無瀬橋			0.002	0.003	0.003	0.002	0.002
	波美橋			0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
	由良川橋			0.004	0.004	0.008	0.009	0.012

(ノニルフェノール)

(単位 mg/L)

類型あてはめ 水域名	環境基準点名	指定 類型	類型指定 年度	達成状況 (年度)				
				令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
淀川	隠元橋	生物Bイ	平成21(2009)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	宇治川御幸橋			<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
桂川上流(1)	八千代橋	生物Aイ	平成22(2010)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
桂川上流(2)	渡月橋	生物Bイ	平成22(2010)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
桂川下流(1)	西大橋	生物Bイ	平成22(2010)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
桂川下流(2)	宮前橋	生物Bイ	平成22(2010)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
木津川下流	笹瀬橋	生物Bイ	平成21(2009)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	恭仁大橋			<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	玉水橋			<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	木津川御幸橋			<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
由良川上流	安野橋	生物Aイ	平成22(2010)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
由良川下流	山家橋	生物Bイ	平成22(2010)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	以久田橋			<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	音無瀬橋			<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	波美橋			<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	由良川橋			<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006

(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS))

(単位 mg/L)

類型あてはめ 水域名	環境基準点名	指定 類型	類型指定 年度	達成状況 (年度)				
				令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
淀川	隠元橋	生物Bイ	平成21(2009)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	宇治川御幸橋			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
桂川上流(1)	八千代橋	生物Aイ	平成22(2010)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
桂川上流(2)	渡月橋	生物Bイ	平成22(2010)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
桂川下流(1)	西大橋	生物Bイ	平成22(2010)	0.0007	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
桂川下流(2)	宮前橋	生物Bイ	平成22(2010)	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0007
木津川下流	笹瀬橋	生物Bイ	平成21(2009)	0.0014	0.0018	0.0019	0.0014	0.0018
	恭仁大橋			0.0007	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	玉水橋			0.0007	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	木津川御幸橋			0.0008	0.0008	0.0008	0.0007	0.0008
由良川上流	安野橋	生物Aイ	平成22(2010)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
由良川下流	山家橋	生物Bイ	平成22(2010)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	以久田橋			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	音無瀬橋			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	波美橋			<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0011	<0.0006
	由良川橋			0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006

(注) 1 各地点における年間平均値です。

2 網掛けは、環境基準に適合していないものです。

3 水域ごとの環境基準の評価は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成としています。

4 指定類型のイの内容は、以下のとおりです。

イ：水域類型指定時点において直ちに達成

資料86 環境基準の年度別達成状況（海域）

(COD)

(単位 mg/L)

類型あてはめ 水域名	環境基準点名	指定 類型	指定 年度	達成状況（年度）				
				令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
舞鶴湾(1)	念仏鼻地先	Aハ	昭和49(1974)	2.7	3.0	2.0	2.6	2.4
	檜埼地先			2.6	2.4	1.9	2.1	2.5
舞鶴湾(2)	キンギョ鼻地先	Aイ	昭和49(1974)	1.9	2.8	1.7	2.1	2.1
	恵比須埼地先			2.2	2.5	2.1	2.2	2.3
宮津湾	江尻地先	Aロ	昭和51(1976)	1.8	2.1	1.7	1.7	2.2
	島埼地先			2.2	2.4	2.0	2.3	2.4
阿蘇海	野田川流入点	Bハ	昭和51(1976)	3.8	3.3	2.7	4.0	3.6
	中央部			3.7	3.3	2.9	3.9	3.3
	溝尻地先			3.3	3.1	2.9	3.8	3.6
若狭湾	栗田湾沖	Aイ	昭和51(1976)	2.1	2.4	2.0	1.8	2.4
	波見埼沖			1.9	2.4	1.7	1.6	1.8
	鷺埼沖			1.6	2.2	1.9	1.3	2.2
山陰海岸	竹野川沖	Aイ	昭和51(1976)	1.8	2.3	2.4	1.5	1.7
	久美浜湾沖			1.8	2.0	3.8	1.4	2.3
久美浜湾	湾口部	Aロ	昭和51(1976)	3.2	2.6	2.5	3.0	2.9
	湾奥部			4.0	3.0	2.8	3.8	3.0

- (注) 1 CODの75%水質値です。  
 2 網掛けは、環境基準に適合していないものです。  
 3 水域ごとの環境基準の評価は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成としています。  
 4 指定類型のイ、ロ及びハの内容は、以下のとおりです。  
 イ：水域類型指定時点において直ちに達成  
 ロ：水域類型指定時点から起算して5年以内で可及的速やかに達成  
 ハ：水域類型指定時点から起算して5年を超える期間で可及的速やかに達成

(全窒素)

(単位 mg/L)

類型あてはめ 水域名	環境基準点名	指定 類型	指定 年度	達成状況（年度）				
				令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
舞鶴湾(ア)	念仏鼻地先	IIイ	平成7(1995)	0.19	0.19	0.19	0.24	0.33
	檜埼地先			0.19	0.11	0.15	0.17	0.28
	平均			0.19	0.15	0.17	0.21	0.31
舞鶴湾(イ)	キンギョ鼻地先	IIイ	平成7(1995)	0.12	0.13	0.12	0.18	0.25
	恵比須埼地先			0.14	0.12	0.11	0.16	0.23
	平均			0.13	0.13	0.12	0.17	0.24
宮津湾	江尻地先	IIイ	平成7(1995)	0.09	0.09	0.08	0.12	0.11
	島埼地先			0.14	0.17	0.13	0.19	0.19
	平均			0.12	0.13	0.11	0.16	0.15
阿蘇海	野田川流入点	IIハ	平成7(1995)	0.34	0.29	0.36	0.43	0.56
	中央部			0.29	0.22	0.21	0.29	0.41
	溝尻地先			0.24	0.20	0.22	0.29	0.35
	平均			0.29	0.24	0.26	0.34	0.44
久美浜湾	湾口部	IIロ	平成7(1995)	0.24	0.18	0.17	0.23	0.31
	湾奥部			0.22	0.21	0.17	0.22	0.38
	平均			0.23	0.20	0.17	0.23	0.35

(全燐)

(単位 mg/L)

類型あてはめ 水域名	環境基準点名	指定 類型	指定 年度	達成状況（年度）				
				令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
舞鶴湾(ア)	念仏鼻地先	IIイ	平成7(1995)	0.017	0.019	0.018	0.018	0.028
	檜埼地先			0.016	0.015	0.015	0.014	0.024
	平均			0.017	0.017	0.017	0.016	0.026
舞鶴湾(イ)	キンギョ鼻地先	IIイ	平成7(1995)	0.011	0.015	0.013	0.014	0.020
	恵比須埼地先			0.013	0.014	0.012	0.014	0.021
	平均			0.012	0.015	0.013	0.014	0.021
宮津湾	江尻地先	IIイ	平成7(1995)	0.010	0.011	0.010	0.013	0.013
	島埼地先			0.017	0.017	0.013	0.018	0.022
	平均			0.014	0.014	0.012	0.016	0.018
阿蘇海	野田川流入点	IIハ	平成7(1995)	0.038	0.033	0.032	0.039	0.041
	中央部			0.031	0.026	0.023	0.033	0.036
	溝尻地先			0.028	0.025	0.027	0.032	0.051
	平均			0.032	0.028	0.027	0.035	0.043
久美浜湾	湾口部	IIロ	平成7(1995)	0.024	0.019	0.016	0.028	0.030
	湾奥部			0.028	0.026	0.021	0.036	0.040
	平均			0.026	0.023	0.019	0.032	0.035

- (注) 1 各地点の表層における水質の年間平均値です。  
 2 網掛けは、環境基準に適合していないものです。  
 3 水域ごとの環境基準の評価は、各水域内の環境基準点における表層の年間平均値を各水域内の全ての環境基準点について平均した値が全窒素、全燐ともに適合している場合、達成としています。  
 4 指定類型のイ、ロ及びハの内容は、以下のとおりです。  
 イ：水域類型指定時点において直ちに達成  
 ロ：水域類型指定時点から起算して5年以内で可及的速やかに達成  
 ハ：水域類型指定時点から起算して5年を超える期間で可及的速やかに達成

資料87 水域別BODの測定結果（令和6（2024）年度）

あてはめ水域名	河川名	地点名	類型	環境基準点	平均値	75%値	最小値 ~ 最大値	x / y
安曇川	久多川	川合橋			0.6	<0.5	<0.5 ~ 0.7	- / 4
安曇川	芦火谷川	京都府・滋賀県境界点			<0.5	<0.5	<0.5	- / 3
安曇川	百井川	大見川合流後			0.7	0.7	<0.5 ~ 0.9	- / 4
宇治川（1）	宇治川	大峰橋	A		0.9	0.9	0.6 ~ 1.8	0 / 12
宇治川（1）	宇治川	宇治橋	A		0.8	0.9	0.5 ~ 1.2	0 / 4
宇治川（1）	宇治川	隠元橋	A	○	0.8	0.9	<0.5 ~ 1.2	0 / 12
宇治川（2）	宇治川	観月橋	B		0.7	0.6	0.5 ~ 1.1	0 / 4
宇治川（2）	宇治川	宇治川大橋	B		0.8	0.8	0.6 ~ 1.1	0 / 4
宇治川（2）	宇治川	宇治川御幸橋	B	○	1.0	1.2	0.6 ~ 1.4	0 / 12
宇治川（1）	関電排水路	観流橋			1.2	1.2	<0.5 ~ 1.9	- / 4
宇治川（2）	旧安祥寺川	金ヶ崎橋			1.8	1.6	1.1 ~ 3.3	- / 4
宇治川（2）	山科川	新金ヶ崎橋			0.8	0.7	<0.5 ~ 1.1	- / 4
宇治川（2）	山科川	中野橋			2.3	1.8	1.4 ~ 4.3	- / 4
宇治川（2）	七瀬川	仙石橋			3.9	4.4	0.8 ~ 7.2	- / 4
宇治川（2）	東高瀬川	新竹田出橋			0.8	0.7	0.5 ~ 1.5	- / 4
宇治川（2）	東高瀬川	三栖橋			1.0	1.1	0.7 ~ 1.6	- / 4
宇治川（2）	名木川	新橋			0.8	0.8	0.7 ~ 1.0	- / 4
宇治川（2）	場外排水路	相島橋			2.6	2.2	0.9 ~ 5.4	- / 4
宇治川（2）	古川	中橋			2.6	2.1	1.4 ~ 4.8	- / 4
田原川	田原川	蛍橋	A	○	1.1	0.7	<0.5 ~ 5.1	1 / 12
桂川上流	桂川	八千代橋	A		0.7	<0.5	<0.5 ~ 1.3	0 / 4
桂川上流	桂川	越方橋	A		1.1	1.1	0.6 ~ 1.8	0 / 4
桂川上流	桂川	大堰橋	A		1.0	1.1	<0.5 ~ 1.6	0 / 4
桂川上流	桂川	保津峡	A		0.8	0.7	<0.5 ~ 1.1	0 / 4
桂川上流	桂川	渡月橋	A	○	0.6	0.7	<0.5 ~ 0.8	0 / 12
桂川下流（1）	桂川	西大橋	A	○	0.7	0.8	<0.5 ~ 0.9	0 / 12
桂川下流（2）	桂川	久世橋	A		0.7	0.7	<0.5 ~ 0.9	0 / 4
桂川下流（2）	桂川	羽束師橋	A		1.0	1.0	0.8 ~ 1.2	0 / 4
桂川下流（2）	桂川	宮前橋	A	○	1.1	1.1	0.6 ~ 3.0	1 / 12
桂川下流（2）	桂川	三川合流前	A		1.4	1.5	0.5 ~ 2.6	1 / 4
桂川上流	西川	桂川流入前			1.3	1.5	0.6 ~ 2.0	- / 4
桂川下流（2）	新川	上久世橋			0.8	0.9	0.6 ~ 0.9	- / 4
桂川下流（2）	西羽束師川	戊亥橋			1.3	1.3	0.6 ~ 2.0	- / 4
桂川下流（2）	西羽束師川	自動車試験場横			1.0	0.8	0.6 ~ 1.8	- / 4
桂川下流（2）	七間堀川	桂川流入前			1.7	1.5	1.3 ~ 2.3	- / 4
桂川下流（2）	小泉川	新山崎橋			1.4	1.9	<0.5 ~ 2.0	- / 4
桂川上流	田原川	桂川流入前			0.7	0.6	<0.5 ~ 1.2	- / 4
弓削川	弓削川	寺田橋	A	○	0.6	0.7	<0.5 ~ 1.0	0 / 12
園部川	園部川	神田橋	A	○	0.9	1.0	<0.5 ~ 1.5	0 / 12
犬飼川	犬飼川	並河橋	A	○	1.0	1.0	<0.5 ~ 1.9	0 / 12
有栖川	有栖川	梅津新橋	A	○	1.2	1.4	<0.5 ~ 2.5	1 / 12
天神川	天神川	原谷川合流後	A		<0.5	<0.5	<0.5	0 / 4
天神川	天神川	二条裏橋	A		1.2	1.2	<0.5 ~ 2.1	1 / 4
天神川	天神川	西京極橋	A	○	1.1	1.2	<0.5 ~ 2.0	0 / 12
天神川	御室川	三宝寺川合流後			0.9	0.8	<0.5 ~ 1.6	- / 4
天神川	御室川	太子道橋			0.8	1.0	<0.5 ~ 1.0	- / 4
清滝川	清滝川	落合橋	AA	○	0.6	0.7	<0.5 ~ 0.9	0 / 12
小畑川上流	小畑川	中山橋	A		0.8	0.7	<0.5 ~ 1.4	0 / 4
小畑川上流	小畑川	京都市・長岡京市境界点	A	○	0.8	1.0	<0.5 ~ 1.4	0 / 12
小畑川下流	小畑川	小畑橋	A	○	1.1	1.2	<0.5 ~ 1.9	0 / 12
高野川上流	高野川	三宅橋	AA	○	0.7	0.7	<0.5 ~ 1.4	1 / 12
高野川下流	高野川	高野橋	A		0.9	0.9	<0.5 ~ 1.2	0 / 4
高野川下流	高野川	河合橋	A	○	0.8	0.8	<0.5 ~ 2.0	0 / 12
高野川下流	岩倉川	千石橋			0.7	<0.5	<0.5 ~ 1.1	- / 4

あてはめ水域名	河川名	地点名	類型	環境 基準点	平均値	75%値	最小値 ~ 最大値	x / y
鴨川上流(1)	鴨川	高橋	A		0.5	<0.5	<0.5 ~ 0.5	0 / 4
鴨川上流(1)	鴨川	北大路橋	A		0.8	0.9	<0.5 ~ 1.0	0 / 4
鴨川上流(1)	鴨川	出町橋	A	○	0.8	1.0	<0.5 ~ 1.7	0 / 12
鴨川上流(2)	鴨川	三条大橋	A	○	1.0	1.1	<0.5 ~ 2.1	1 / 12
鴨川上流(2)	鴨川	勸進橋	A		1.0	1.0	<0.5 ~ 2.0	0 / 4
鴨川下流	鴨川	鳥羽大橋	A		1.0	0.9	<0.5 ~ 1.8	0 / 4
鴨川下流	鴨川	京川橋	A	○	1.1	1.2	<0.5 ~ 2.1	1 / 12
鴨川上流(2)	白川	下河原橋			0.9	1.1	<0.5 ~ 1.1	- / 4
鴨川下流	西高瀬川	天神橋			3.3	1.7	0.7 ~ 9.7	- / 4
木津川(2)	木津川	笹瀬橋	A	○	1.1	1.3	0.7 ~ 2.2	1 / 12
木津川(3)	木津川	恭仁大橋	A	○	0.8	1.1	<0.5 ~ 1.2	0 / 12
木津川(3)	木津川	玉水橋	A	○	0.8	1.0	<0.5 ~ 1.2	0 / 12
木津川(3)	木津川	木津川御幸橋	A	○	0.8	0.9	<0.5 ~ 1.1	0 / 12
木津川(3)	名張川	高山ダム下流			0.9	1.1	0.7 ~ 1.1	- / 4
木津川(3)	山田川	木津川流入前			1.7	1.5	1.2 ~ 2.8	- / 4
和束川	和束川	菜切橋	A	○	0.7	0.6	<0.5 ~ 1.6	0 / 12
大谷川	大谷川	二ノ橋	B	○	2.3	2.9	1.1 ~ 4.7	2 / 10
由良川上流	由良川	出合橋	AA		0.6	<0.5	<0.5 ~ 0.9	0 / 4
由良川上流	由良川	安野橋	AA	○	0.7	0.6	<0.5 ~ 1.5	2 / 10
由良川下流	由良川	大野ダム下	A		1.1	1.1	0.7 ~ 1.8	0 / 4
由良川下流	由良川	須川橋	A		0.8	0.9	<0.5 ~ 1.1	0 / 4
由良川下流	由良川	山家橋	A	○	0.6	0.6	<0.5 ~ 0.8	0 / 11
由良川下流	由良川	以久田橋	A	○	0.6	0.6	<0.5 ~ 0.8	0 / 12
由良川下流	由良川	音無瀬橋	A	○	0.6	0.7	<0.5 ~ 0.9	0 / 12
由良川下流	由良川	筈巻橋	A		0.6	0.6	<0.5 ~ 0.8	0 / 4
由良川下流	由良川	波美橋	A	○	0.5	0.5	<0.5 ~ 0.8	0 / 12
由良川下流	由良川	由良川橋	A	○	0.6	0.7	<0.5 ~ 0.9	0 / 12
由良川下流	法川	京口橋			1.0	1.0	<0.5 ~ 1.7	- / 4
由良川下流	和久川	下荒河橋下流			1.1	1.7	<0.5 ~ 1.7	- / 3
由良川下流	弘法川	上荒河橋			0.8	0.8	0.8	- / 1
棚野川	棚野川	和泉大橋	A	○	0.7	0.7	<0.5 ~ 1.6	0 / 12
高屋川	高屋川	黒瀬橋	A	○	1.1	1.2	<0.5 ~ 2.0	0 / 12
上林川	上林川	五郎橋	A	○	0.6	0.6	<0.5 ~ 0.8	0 / 10
八田川	八田川	八田川橋	A	○	1.0	1.4	<0.5 ~ 1.8	0 / 10
犀川	犀川	小貝橋	A	○	0.9	1.0	<0.5 ~ 1.2	0 / 9
土師川	土師川	土師橋	A	○	0.7	0.8	<0.5 ~ 1.0	0 / 12
土師川	竹田川	東橋			0.7	0.7	0.5 ~ 0.8	- / 4
牧川	牧川	天津橋	A	○	0.7	0.7	<0.5 ~ 1.5	0 / 12
宮川	宮川	宮川橋	A	○	0.5	<0.5	<0.5 ~ 0.6	0 / 12
舞鶴湾(1)	高野川	新橋			0.7	1.0	<0.5 ~ 1.0	- / 3
舞鶴湾(1)	与保呂川	桜橋			0.6	<0.5	<0.5 ~ 0.8	- / 4
伊佐津川	伊佐津川	相生橋	A	○	0.7	0.7	<0.5 ~ 1.4	0 / 12
河辺川	河辺川	第一河辺川橋	A	○	0.8	0.9	<0.5 ~ 1.5	0 / 12
野田川	野田川	六反田橋	A	○	0.7	0.8	<0.5 ~ 1.7	0 / 11
野田川	野田川	堂谷橋	A	○	0.9	1.0	<0.5 ~ 1.8	0 / 11
竹野川	竹野川	新橋	B		1.0	1.2	0.5 ~ 1.7	0 / 4
竹野川	竹野川	内記橋	B		0.8	0.8	<0.5 ~ 1.3	0 / 4
竹野川	竹野川	荒木野橋	B	○	0.7	0.9	<0.5 ~ 1.0	0 / 12
大手川	大手川	京口橋	A	○	0.7	0.7	<0.5 ~ 1.8	0 / 11
宇川	宇川	宇川橋	A	○	0.6	0.7	<0.5 ~ 0.9	0 / 11
福田川	福田川	新川橋	A	○	0.7	1.1	<0.5 ~ 1.2	0 / 11
佐濃谷川	佐濃谷川	高橋橋	A	○	0.7	0.8	<0.5 ~ 1.2	0 / 11

(注) 1 単位はmg/Lです。

2 平均値は日間平均値の年平均値です。

3 最小値、最大値は日間平均値の最小値、最大値です。

4 x/yのxは環境基準に適合しない日数、yは総測定日数です。

資料88 水域別全亜鉛の測定結果（令和6（2024）年度）

あてはめ水域名	河川名	地点名	類型	環境基準点	平均値	最小値 ~ 最大値	x / y
淀川	宇治川	大峰橋	生物B		0.004	0.004	0 / 1
淀川	宇治川	宇治橋	生物B		0.003	0.003	0 / 1
淀川	宇治川	隠元橋	生物B	○	0.003	0.002~0.003	0 / 2
淀川	宇治川	観月橋	生物B		0.002	0.002	0 / 1
淀川	宇治川	宇治川大橋	生物B		0.004	0.004	0 / 1
淀川	宇治川	宇治川御幸橋	生物B	○	0.004	0.002~0.006	0 / 4
桂川上流（1）	桂川	八千代橋	生物A	○	0.003	<0.001~0.007	0 / 4
桂川上流（2）	桂川	越方橋	生物B		0.002	0.002	0 / 2
桂川上流（2）	桂川	大堰橋	生物B		0.001	0.001	0 / 2
桂川上流（2）	桂川	保津峡	生物B		0.005	0.003~0.006	0 / 2
桂川上流（2）	桂川	渡月橋	生物B	○	0.002	0.002	0 / 2
桂川下流（1）	桂川	西大橋	生物B	○	0.002	0.002	0 / 2
桂川下流（2）	桂川	久世橋	生物B		0.003	0.003	0 / 1
桂川下流（2）	桂川	羽束師橋	生物B		0.007	0.007	0 / 1
桂川下流（2）	桂川	宮前橋	生物B	○	0.010	0.007~0.013	0 / 4
桂川下流（2）	桂川	三川合流前	生物B		0.011	0.009~0.012	0 / 2
木津川下流	木津川	笹瀬橋	生物B	○	0.004	0.003~0.004	0 / 2
木津川下流	木津川	恭仁大橋	生物B	○	0.004	0.003~0.005	0 / 2
木津川下流	木津川	玉水橋	生物B	○	0.005	0.004~0.006	0 / 2
木津川下流	木津川	木津川御幸橋	生物B	○	0.003	0.002~0.004	0 / 4
由良川上流	由良川	出合橋	生物A		0.002	<0.001~0.002	0 / 2
由良川上流	由良川	安野橋	生物A	○	0.001	<0.001~0.001	0 / 4
由良川下流	由良川	大野ダム下	生物B		0.002	0.001~0.002	0 / 2
由良川下流	由良川	須川橋	生物B		0.002	<0.001~0.002	0 / 2
由良川下流	由良川	山家橋	生物B	○	0.001	0.001~0.002	0 / 4
由良川下流	由良川	以久田橋	生物B	○	0.001	0.001	0 / 2
由良川下流	由良川	音無瀬橋	生物B	○	0.002	0.001~0.003	0 / 2
由良川下流	由良川	筈巻橋	生物B		0.006	0.006	0 / 1
由良川下流	由良川	波美橋	生物B	○	0.001	0.001~0.002	0 / 4
由良川下流	由良川	由良川橋	生物B	○	0.012	0.008~0.015	0 / 2

（注）1 単位はmg/Lです。

2 x / y の x は環境基準に適合しない日数、y は総測定日数です。

資料89 水域別ノニルフェノールの測定結果（令和6（2024）年度）

あてはめ水域名	河川名	地点名	類型	環境基準点	平均値	最小値 ~ 最大値	x / y
淀川	宇治川	大峰橋	生物B		<0.00006	<0.00006	0 / 1
淀川	宇治川	宇治橋	生物B		<0.00006	<0.00006	0 / 1
淀川	宇治川	隠元橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2
淀川	宇治川	観月橋	生物B		<0.00006	<0.00006	0 / 1
淀川	宇治川	宇治川大橋	生物B		<0.00006	<0.00006	0 / 1
淀川	宇治川	宇治川御幸橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 4
桂川上流（1）	桂川	八千代橋	生物A	○	<0.00006	<0.00006	0 / 4
桂川上流（2）	桂川	渡月橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2
桂川下流（1）	桂川	西大橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2
桂川下流（2）	桂川	久世橋	生物B		<0.00006	<0.00006	0 / 1
桂川下流（2）	桂川	羽束師橋	生物B		<0.00006	<0.00006	0 / 1
桂川下流（2）	桂川	宮前橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 4
木津川下流	木津川	笹瀬橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2
木津川下流	木津川	恭仁大橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2
木津川下流	木津川	玉水橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2
木津川下流	木津川	木津川御幸橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 4
由良川上流	由良川	安野橋	生物A	○	<0.00006	<0.00006	0 / 4
由良川下流	由良川	山家橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 4
由良川下流	由良川	以久田橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2
由良川下流	由良川	音無瀬橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2
由良川下流	由良川	筈巻橋	生物B		<0.00006	<0.00006	0 / 1
由良川下流	由良川	波美橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 4
由良川下流	由良川	由良川橋	生物B	○	<0.00006	<0.00006	0 / 2

（注）1 単位はmg/Lです。

2 x/yのxは環境基準に適合しない日数、yは総測定日数です。

資料90 水域別LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の測定結果（令和6（2024）年度）

あてはめ水域名	河川名	地点名	類型	環境基準点	平均値	最小値 ~ 最大値	x / y
淀川	宇治川	大峰橋	生物B		0.0006	0.0006	0 / 1
淀川	宇治川	宇治橋	生物B		<0.0006	<0.0006	0 / 1
淀川	宇治川	隠元橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 2
淀川	宇治川	観月橋	生物B		<0.0006	<0.0006	0 / 1
淀川	宇治川	宇治川大橋	生物B		<0.0006	<0.0006	0 / 1
淀川	宇治川	宇治川御幸橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 4
桂川上流（1）	桂川	八千代橋	生物A	○	<0.0006	<0.0006	0 / 4
桂川上流（2）	桂川	渡月橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 2
桂川下流（1）	桂川	西大橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 2
桂川下流（2）	桂川	久世橋	生物B		<0.0006	<0.0006	0 / 1
桂川下流（2）	桂川	羽束師橋	生物B		<0.0006	<0.0006	0 / 1
桂川下流（2）	桂川	宮前橋	生物B	○	0.0007	<0.0006~0.0008	0 / 4
木津川下流	木津川	笹瀬橋	生物B	○	0.0018	0.0006~0.0030	0 / 2
木津川下流	木津川	恭仁大橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 2
木津川下流	木津川	玉水橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 2
木津川下流	木津川	木津川御幸橋	生物B	○	0.0008	<0.0006~0.0012	0 / 4
由良川上流	由良川	安野橋	生物A	○	<0.0006	<0.0006	0 / 4
由良川下流	由良川	山家橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 4
由良川下流	由良川	以久田橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 2
由良川下流	由良川	音無瀬橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 2
由良川下流	由良川	筥巻橋	生物B		<0.0006	<0.0006	0 / 1
由良川下流	由良川	波美橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 4
由良川下流	由良川	由良川橋	生物B	○	<0.0006	<0.0006	0 / 4

（注）1 単位はmg/Lです。

2 x / y の x は環境基準に適合しない日数、y は総測定日数です。

資料91 PFOS及びPFOAの測定結果（令和6（2024）年度）

河川名	地点名	PFOS	PFOA	PFOS 及び PFOA
宇治川	隠元橋	<2	4	6
	宇治川御幸橋	2	4	6
田原川	蛸橋	2	31	33
桂川	渡月橋	<2	2	4
	西大橋	<2	4	6
	宮前橋	4	6	11
弓削川	寺田橋	<2	<2	<4
園部川	神田橋	2	5	8
犬飼川	並河橋	2	12	14
有栖川	梅津新橋	<2	4	6
天神川	西京極橋	3	6	9
清滝川	落合橋	<2	<2	<4
小畑川	京都市・長岡京市境界点	3	9	13
	小畑橋	8	29	38
高野川	三宅橋	<2	<2	<4
	河合橋	<2	4	6
鴨川	出町橋	<2	2	4
	三条大橋	2	4	6
	京川橋	2	3	5
木津川	笹瀬橋	<2	8	10
	恭仁大橋	<2	6	8
	玉水橋	<2	8	10
	木津川御幸橋	<2	8	10
和束川	菜切橋	<2	25	27

河川名	地点名	PFOS	PFOA	PFOS 及び PFOA
大谷川	二ノ橋	9	92	100
由良川	安野橋	<2	<2	<4
	山家橋	<2	<2	<4
	以久田橋	<2	<2	<4
	音無瀬橋	<2	4	6
	波美橋	<2	2	4
	由良川橋	<2	3	5
棚野川	和泉大橋	<2	<2	<4
高屋川	黒瀬橋	<2	3	5
上林川	五郎橋	<2	<2	<4
八田川	八田川橋	<2	3	5
犀川	小貝橋	<2	70	72
土師川	土師橋	<2	5	7
牧川	天津橋	<2	3	5
宮川	宮川橋	<2	<2	<4
伊佐津川	相生橋	<2	<2	<4
河辺川	第一河辺川橋	<2	<2	<4
野田川	六反田橋	<2	<2	<4
	堂谷橋	<2	<2	<4
竹野川	荒木野橋	<2	<2	<4
大手川	京口橋	<2	<2	<4
宇川	宇川橋	<2	<2	<4
福田川	新川橋	<2	<2	<4
佐野谷川	高橋橋	<2	<2	<4

(注) 1 単位はng/Lです。

2 PFOS及びPFOAの合計値に対して指針値50ng/Lが設定されています。

3 測定地点は全て河川の環境基準点です。

## 資料92 水域別CODの測定結果（令和6（2024）年度）

あてはめ 水域名	地 点 名	類 型	環 境 基準点	平均値	75%値	最小値	～	最大値	x / y
舞鶴湾(1)	念仏鼻地先	A	○	2.1	2.4	1.5	～	2.6	3 / 6
舞鶴湾(1)	檜崎地先	A	○	2.1	2.5	1.6	～	2.8	3 / 6
舞鶴湾(2)	キンギョ鼻地先	A	○	1.9	2.1	1.3	～	2.5	2 / 6
舞鶴湾(2)	恵比須埼地先	A	○	2.1	2.3	1.7	～	2.5	3 / 6
宮津湾	江尻地先	A	○	2	2.2	1.4	～	2.4	4 / 6
宮津湾	島埼地先	A	○	2.2	2.4	1.5	～	3.0	4 / 6
阿蘇海	野田川流入点	B	○	3.5	3.6	2.7	～	5.2	10 / 12
阿蘇海	中央部	B	○	3.2	3.3	2.2	～	4.3	7 / 12
阿蘇海	溝尻地先	B	○	3.2	3.6	2.3	～	4.2	7 / 12
阿蘇海	文珠地先	B		3.2	3.5	2.5	～	4.1	6 / 12
久美浜湾	湾口部	A	○	2.8	2.9	2.0	～	4.9	11 / 12
久美浜湾	佐濃谷川流入点	A		2.8	2.9	2.1	～	4.3	12 / 12
久美浜湾	神崎地先	A		3	3	2.2	～	5.2	12 / 12
久美浜湾	湾奥部	A	○	2.9	3	2.2	～	4.1	12 / 12
若狭湾	栗田湾沖	A	○	2.1	2.4	1.5	～	2.4	2 / 4
若狭湾	波見埼沖	A	○	1.7	1.8	1.3	～	2.0	0 / 4
若狭湾	鷺埼沖	A	○	1.9	2.2	1.4	～	2.4	2 / 4
山陰海岸	竹野川沖	A	○	1.8	1.7	1.7	～	2.2	1 / 4
山陰海岸	久美浜湾沖	A	○	1.9	2.3	1.3	～	2.4	2 / 4

- (注) 1 単位はmg/Lです。  
 2 BOD、CODの平均値は日間平均値の年間平均値です。  
 3 BOD、CODの最小値、最大値は日間平均値の最小値、最大値です。  
 4 x/yのxは環境基準に適合しない日数、yは総測定日数です。

### 資料93 水域別全窒素、全燐の測定結果（令和6（2024）年度）

あてはめ 水域名	地 点 名	類 型	環 境 基準点	全 窒 素				全 燐					
				平均値	最小値	～	最大値	x / y	平均値	最小値	～	最大値	x / y
舞鶴湾(ア)	念仏鼻地先	II	○	0.33	0.12	～	0.79	3 / 6	0.028	0.012	～	0.064	2 / 6
舞鶴湾(ア)	檜 埼 地 先	II	○	0.28	0.10	～	0.57	3 / 6	0.024	0.013	～	0.048	1 / 6
舞鶴湾(イ)	キンギョ鼻地先	II	○	0.25	0.10	～	0.38	3 / 6	0.020	0.012	～	0.029	0 / 6
舞鶴湾(イ)	恵比須埼地先	II	○	0.23	0.09	～	0.52	2 / 6	0.021	0.009	～	0.047	1 / 6
宮 津 湾	江 尻 地 先	II	○	0.11	0.08	～	0.16	0 / 6	0.013	0.011	～	0.017	0 / 6
宮 津 湾	島 埼 地 先	II	○	0.19	0.08	～	0.43	1 / 6	0.022	0.013	～	0.040	1 / 6
阿 蘇 海	野田川流入点	II	○	0.56	0.38	～	0.79	6 / 6	0.041	0.024	～	0.076	4 / 6
阿 蘇 海	中 央 部	II	○	0.41	0.21	～	0.69	3 / 6	0.036	0.023	～	0.069	3 / 6
阿 蘇 海	溝 尻 地 先	II	○	0.35	0.19	～	0.78	2 / 6	0.051	0.021	～	0.12	2 / 6
阿 蘇 海	文 珠 地 先	II		0.40	0.21	～	0.71	3 / 6	0.038	0.025	～	0.077	4 / 6
久美浜湾	湾 口 部	II	○	0.31	0.14	～	0.61	2 / 6	0.030	0.012	～	0.083	1 / 6
久美浜湾	佐濃谷川流入点	II		0.38	0.18	～	0.57	4 / 6	0.038	0.015	～	0.061	3 / 6
久美浜湾	神 崎 地 先	II		0.32	0.14	～	0.60	3 / 6	0.036	0.013	～	0.10	3 / 6
久美浜湾	湾 奥 部	II	○	0.38	0.21	～	0.59	3 / 6	0.040	0.018	～	0.073	5 / 6

- (注) 1 単位はmg/Lです。  
 2 x/yのxは環境基準に適合しない日数、yは総測定日数です。

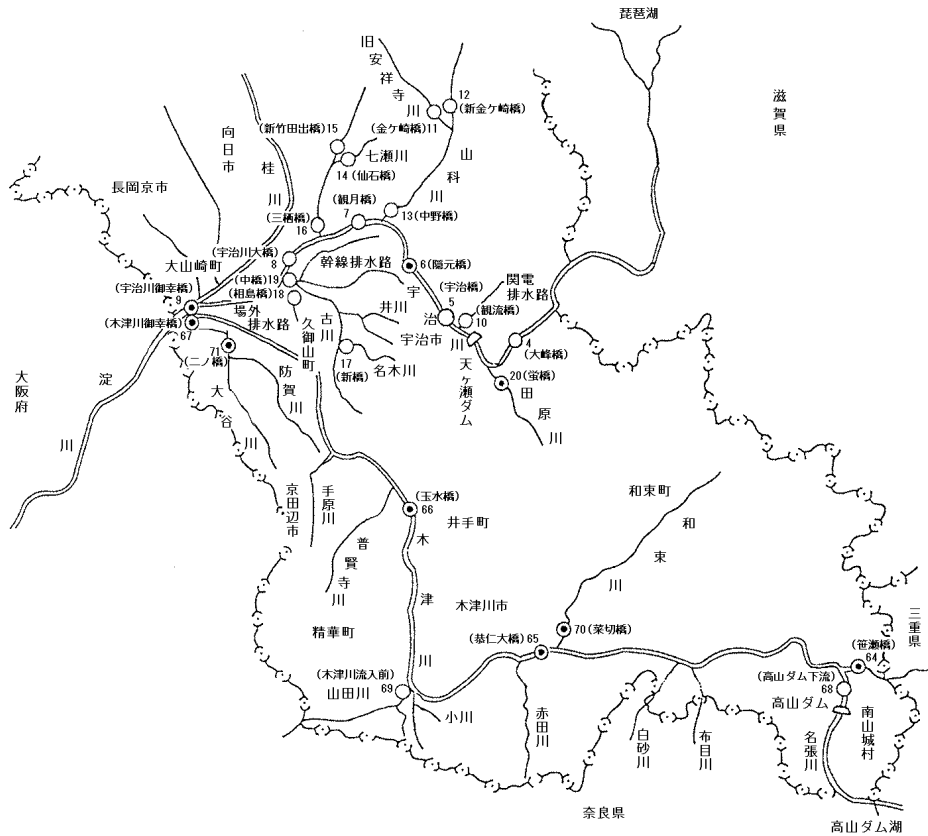
資料 94 主な河川・海域別 BOD 発生負荷量等一覧表（令和 6（2025）年度末現在）

項目 水域	BOD発生負荷量及び発生比率						処理形態別人口						
	総負荷量 (kg/日)	生活系 (%)	雑排水 (%)	産業系 (%)	畜産系 (%)	自然系 (%)	総人口 (人)	下水道		合併処理浄化槽		雑排水未処理	
								利用人口 (人)	人口比 (%)	利用人口 (人)	人口比 (%)	排出人口 (人)	人口比 (%)
木津川	861	47.5	30.1	29.8	0.4	22.4	175,711	158,161	90.0	7,948	4.5	9,602	5.5
宇治川	2,876	43.5	17.0	49.6	0.7	6.2	630,228	604,092	95.9	8,032	1.3	18,104	2.9
桂川	4,431	38.9	7.1	39.6	6.5	15.0	1,273,020	1,251,052	98.3	10,239	0.8	11,729	0.9
大谷川	185	18.1	16.6	61.2	0.3	20.4	85,868	84,538	98.5	191	0.2	1,139	1.3
滋賀県流入	42	20.9	13.4	7.7	8.4	63.0	430	0	0.0	222	51.6	208	48.4
大阪府流入	112	53.8	44.1	17.1	10.7	18.5	14,016	11,295	80.6	891	6.4	1,830	13.1
由良川	3,466	25.5	10.1	42.4	10.9	21.2	123,466	80,934	65.6	29,528	23.9	13,004	10.5
舞鶴湾	909	25.0	11.7	62.6	1.1	11.3	71,141	63,903	89.8	3,304	4.6	3,934	5.5
宮津湾	629	41.9	22.7	44.1	0.3	13.7	31,937	25,552	80.0	1,102	3.5	5,283	16.5
（内数）阿蘇海	334	33.4	29.8	48.4	0.4	17.8	20,777	16,690	80.3	448	2.2	3,639	17.5
若狭湾	328	32.7	18.6	45.9	0.9	20.5	5,153	594	11.5	2,298	44.6	2,261	43.9
竹野川	566	51.3	34.8	25.7	4.4	18.7	26,881	12,969	48.2	6,630	24.7	7,282	27.1
久美浜湾	316	33.2	19.7	40.2	4.1	22.5	8,499	2,941	34.6	3,254	38.3	2,304	27.1
山陰海岸東部	540	45.9	37.5	40.4	1.3	12.4	14,287	4,277	29.9	2,511	17.6	7,499	52.5
計	15,262	36.7	14.9	42.8	5.0	15.4	2,460,637	2,300,308	93.5	76,150	3.1	84,179	3.4

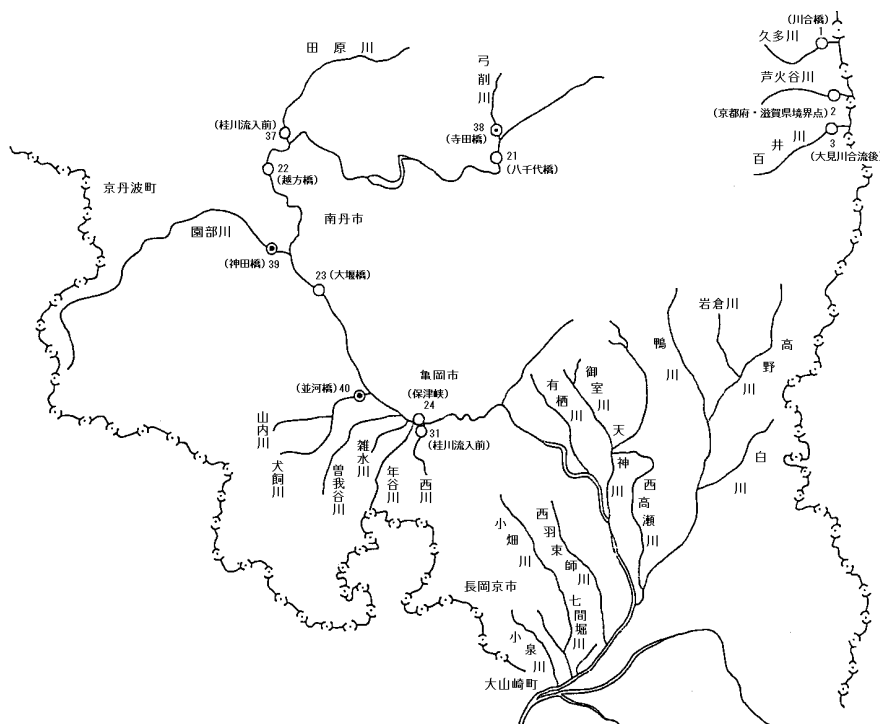
# 資料 95 公共用水域採水地点（令和 7（2025）年 12 月末現在）

- 1 番号は測定点番号、（ ）は測定地点名
- 2 ○印は測定地点、●は環境基準点

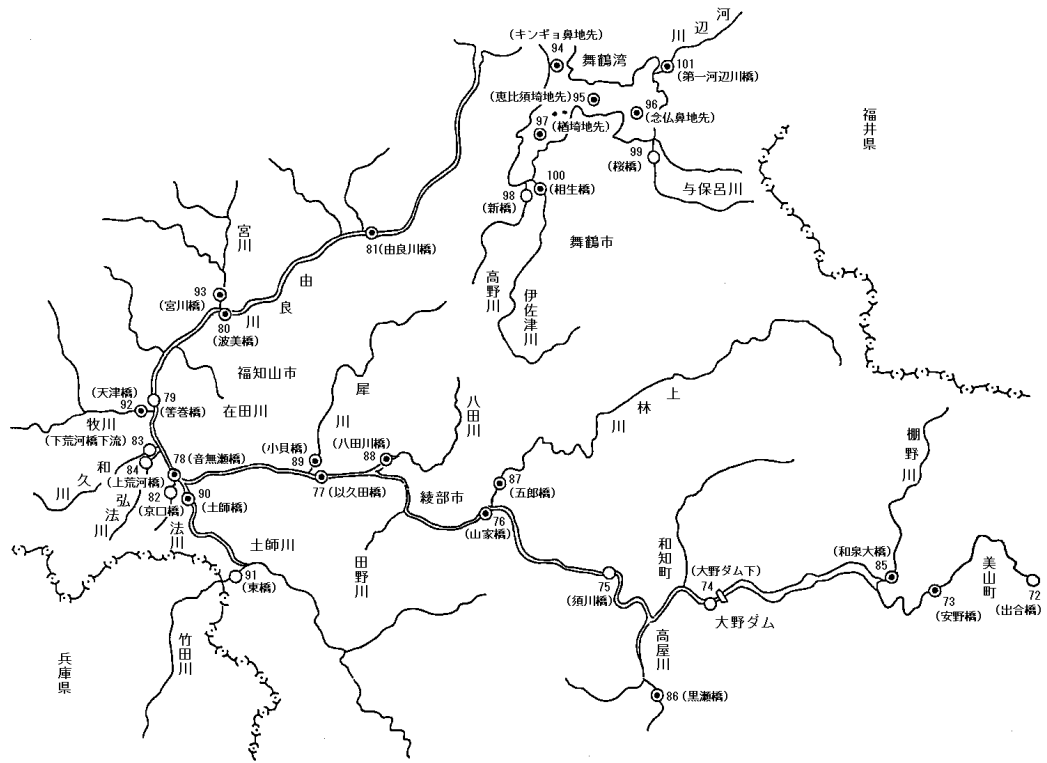
## （1）南部地域（木津川・宇治川流域）



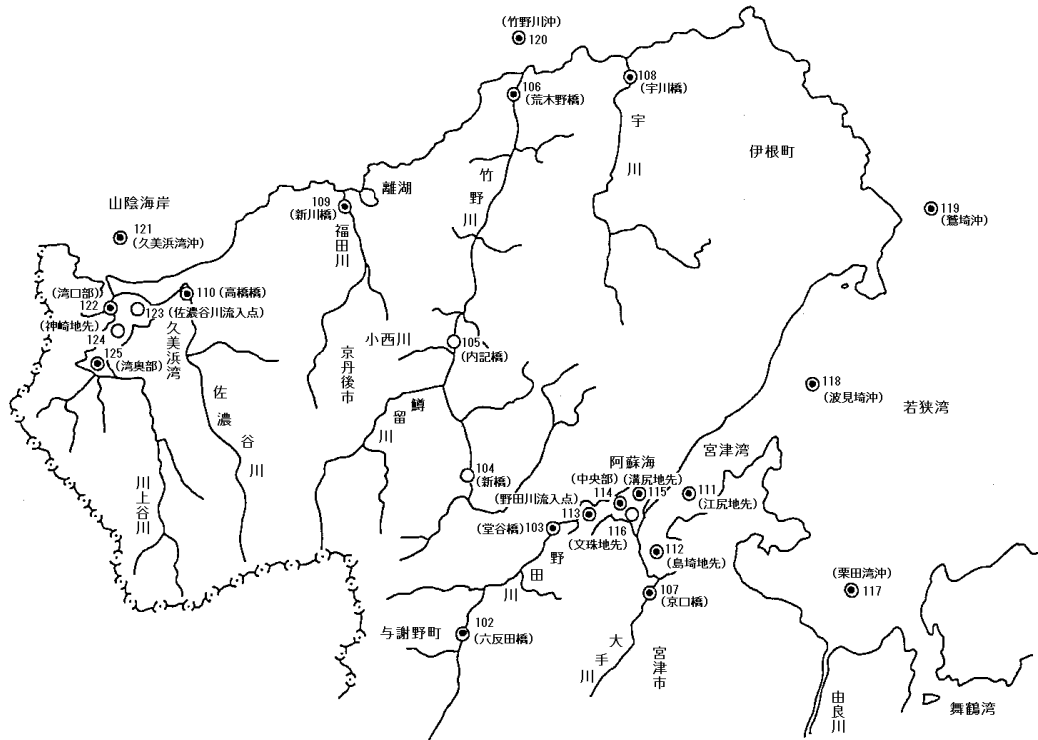
## （2）中部地域（桂川・安曇川流域）



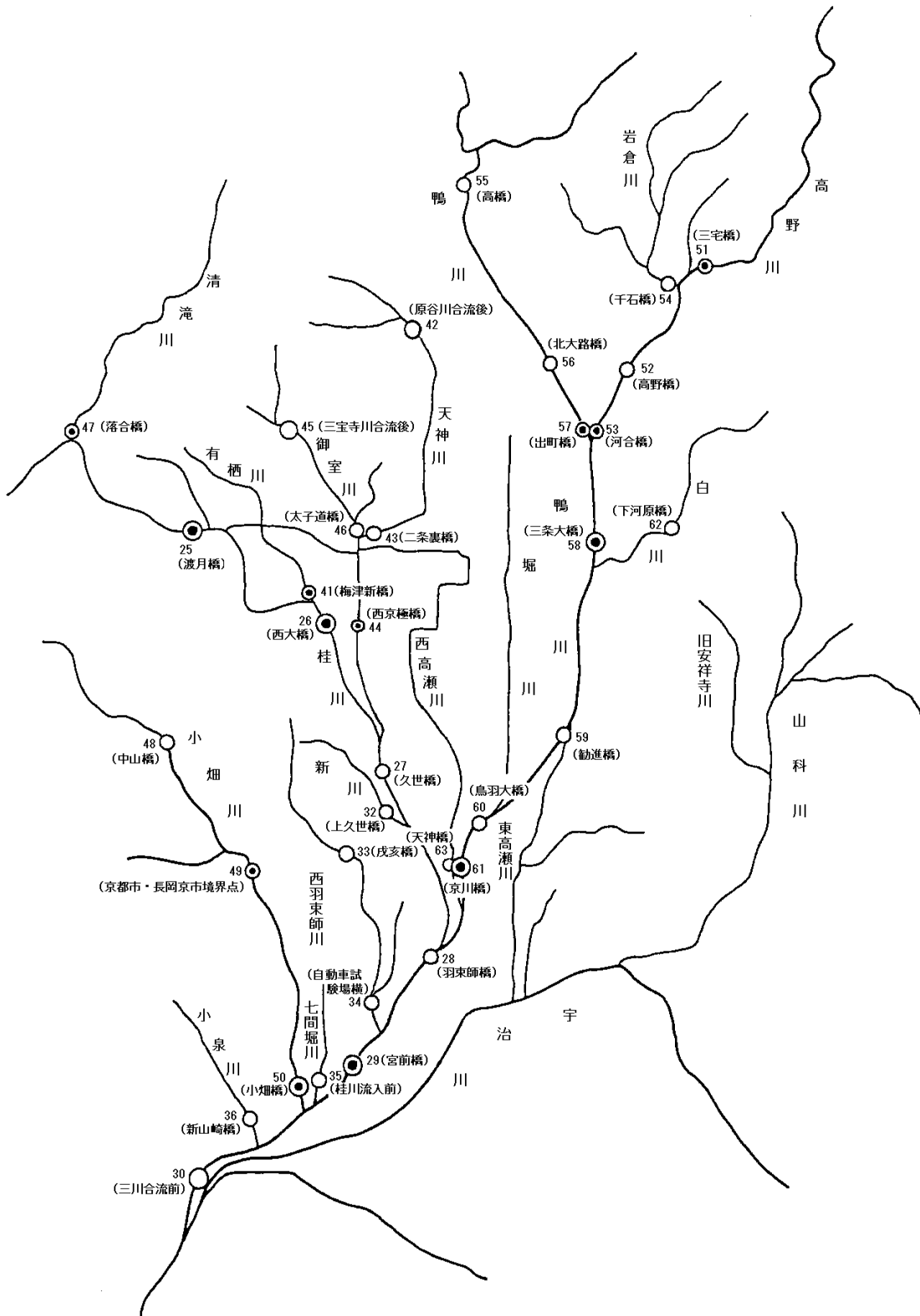
(3) 北部地域 (由良川・舞鶴湾流域)



(4) 北部地域 (宮津湾・若狭湾・山陰海岸流域)



(5) 京都市・向日市・長岡京市・大山崎町域 (桂川流域)



## 資料 96 土壌の汚染に係る環境基準（令和 7（2025）年 12 月末現在）

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは 9.7 の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては規格 K0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 又は 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法（ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。）
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	規格 K0102-3 24.3（24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラ	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジ	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、日本産業規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び 5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法

ほ　　う　　素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1, 4-ジオキサ ン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料97 地下水の環境基準の達成状況等（令和6（2024）年度）

項目名	区分	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査
		超過地点数 / 調査地点数	超過地点数 / 調査地点数	超過地点数 / 調査地点数
カドミウム		0 / 28	—	0 / 1
全シアン		0 / 28	—	—
鉛		0 / 28	—	1 / 1
六価クロム		0 / 28	—	—
砒素		2 / 28	1 / 3	4 / 8
総水銀		0 / 28	—	2 / 5
アルキル水銀		—	—	0 / 3
PCB		0 / 14	—	—
ジクロロメタン		0 / 28	0 / 3	0 / 18
四塩化炭素		0 / 28	0 / 3	0 / 19
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）		0 / 28	0 / 3	0 / 25
1,2 - ジクロロエタン		0 / 28	0 / 3	0 / 19
1,1 - ジクロロエチレン		0 / 28	0 / 3	0 / 25
1,2 - ジクロロエチレン		0 / 28	0 / 3	0 / 25
1,1,1 - トリクロロエタン		0 / 28	0 / 3	0 / 23
1,1,2 - トリクロロエタン		0 / 28	0 / 3	0 / 19
トリクロロエチレン		0 / 28	0 / 3	1 / 25
テトラクロロエチレン		0 / 28	0 / 3	4 / 25
1,3 - ジクロロプロペン		0 / 18	—	—
チウラム		0 / 18	—	—
シマジン		0 / 18	—	—
チオベンカルブ		0 / 18	—	—
ベンゼン		0 / 28	0 / 3	0 / 18
セレン		0 / 28	—	0 / 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0 / 28	—	3 / 11
ふっ素		0 / 28	—	4 / 5
ほう素		0 / 28	—	0 / 2
1,4 - ジオキサン		0 / 28	—	—

（注）1 超過地点数とは環境基準を超過した地点数です。

## 資料98 ゴルフ場使用農薬に係る水質監視調査結果(令和6(2024)年度)

○調査時期：京都府：令和6(2024)年6月、京都市：令和6(2024)年8月及び11月

○調査対象：11ゴルフ場(京都府：8ゴルフ場、京都市：3ゴルフ場)

○調査農薬：各ゴルフ場で使用され、流出の可能性のある農薬

○調査結果：9検体(9農薬)で検出されたが、指針値超過はなかった。

区分	農薬名	検出頻度※1	検出範囲 (mg/L)	水濁指針値※2 (mg/L)	水産指針値※2 (mg/L)
殺虫剤	イミダクロプリド	0/5	—	1.5	0.019
	クロチアニジン	1/8	0.001	2.5	0.028
	クロラントラニリプロール	0/2	—	6.9	0.029
	チアメトキサム	0/1	—	0.47	0.035
	チオジカルブ	0/2	—	0.8	0.027
	テブフェノジド	0/4	—	0.42	0.83
	ビフェントリン	0/4	—	0.26	0.000058
	フィプロニル	0/3	—	0.005	0.00024
	フェニトロチオン又はMEP	0/2	—	0.13	0.014
	フルベンジアミド	1/7	0.002	0.45	0.058
殺菌剤	アズキシストロビン	1/11	0.003	4.7	0.28
	アミスルブロム	0/4	—	2.0	0.036
	アメトクトラジン	0/3	—	71	0.064
	イソプロチオラン	0/6	—	2.6	9.2
	イブロジオン	0/3	—	0.5	1.8
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0/2	—	0.061	0.027
	オキシシン銅又は有機銅	0/2	—	0.2	0.018
	クロロタロニル又はTPN	0/4	—	0.47	0.08
	シアゾファミド	0/2	—	4.5	0.088
	ジフェノコナゾール	0/2	—	0.25	0.75
	シプロコナゾール	0/6	—	0.3	20
	シメコナゾール	0/4	—	0.22	14
	チウラム	0/3	—	0.2	0.1
	チオファネートメチル	0/1	—	3.0	1.0
チフルザミド	1/5	0.001	0.37	1.4	
テトラコナゾール	0/3	—	0.1	2.8	

	テブコナゾール	0/7	-	0.77	2.6
	トリフロキシストロビン	0/2	-	1.0	0.015
	フルキサピロキサド	0/5	-	0.55	0.29
	フルジオキサニル	0/3	-	8.7	0.77
	フルトラニル	0/6	-	2.3	3.1
	プロパモカルブ塩酸塩	0/1	-	7.7	100
	プロピコナゾール	0/6	-	0.5	5.6
	ヘキサコナゾール	1/6	0.003	0.12	2.9
	ペンシクロン	0/4	-	1.4	1.0
	ペンチオピラド	0/2	-	2.0	0.56
	ペンフルフェン	0/2	-	0.53	0.1
	ボスカリド	0/3	-	1.1	5.0
	ホセチルアルミニウム又はホセチル	0/2	-	23	28
	ミクロブタニル	0/1	-	0.63	9.7
	メタラキシル及びメタラキシルM	0/7	-	0.58	95
	メトコナゾール	0/1	-	0.5	2.1
除 草 剤	MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル及びMCPAナトリウム塩	1/5	0.002	0.05	61
	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	1/4	0.001	10	90
	エトベンザニド	0/3	-	1.1	0.78
	オキサジクロメホン	0/1	-	0.24	8.3
	カフェンストロール	0/7	-	0.07	0.02
	キノクラミン又はACN	0/5	-	0.055	0.063
	クミルロン	0/2	-	0.2	0.9
	グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートカリウム塩及びグリホサートナトリウム塩	0/3	-	26.6	62
	クロリムロンエチル	0/1	-	2	0.037
	シクロスルフアムロン	0/2	-	0.8	0.035
	ジチオピル	0/1	-	0.095	0.56
	ピラズスルフロンエチル	0/3	-	0.2	0.0087
	ピリブチカルブ	0/1	-	0.23	0.1

	フェノキサスルホン	1/2	0.0047	4.5	0.0093
	プロジアミン	0/2	—	1.7	0.0046
	プロピザミド	1/2	0.005	0.5	4.7
	ホラムスルフロン	0/1	—	13	97
	メトラクロール及びS-メトラクロール	0/3	—	2.5	0.23
植物 成長 調整剤	トリネキサパッケチル	0/1	—	0.15	57
	合 計	9/206			

※1： 検出検体数/検体数

※2： 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（令和2年3月27日環水大土発第2003271号各都道府県知事宛 環境省水・大気環境局長通知）で定められた指針値。

## 資料99 身近な川の生物調査府内参加者（令和6（2024）年度）

団体等名	人数	河川名
亀岡市立城西小学校	59	曾我谷川
綾部市立中筋小学校	36	上延川
南丹市立殿田小学校	18	田原川
京丹後市立網野南小学校	23	新庄川
京都市立境谷小学校	23	小畑川
舞鶴市立中筋小学校	26	伊佐津川
舞鶴市立倉梯第二小学校	39	与保呂川
京都市立八瀬小学校	9	高野川
与謝野町立江陽中学校	3	岩屋川
八幡市立男山中学校	4	大谷川
京都聖母学院中学校高等学校・サイエンス部	12	鴨川、高野川
京都府立鳥羽高等学校 生物部	6	高野川
梅津まちづくり委員会（京都府立北嵯峨高校生物部）	41	有栖川
京都府立海洋高等学校 マリンバイオ部	15	大雲川
京都府立井手やまぶき支援学校	21	玉川
京丹後長岡緑の少年団子どもエコクラブ	48	大谷川
京都府建設交通部河川課	64	鴨川
特定非営利活動法人ビオトープネットワーク京都	457	有栖川、西羽東師川の用水路、鴨川、安祥寺川、山科川、長代川
NPO法人乙訓の自然を守る会	5	小泉川
京丹後市丹後地域公民館	17	宇川
石橋水質調査チーム	4	山城谷川
個人参加011	6	高野川
西京極子どもエコクラブ	5	清滝川
高野川のフィールドワーク調査団	6	鴨川、高野川
木津川川ガキ団	45	菰の谷川、和東川、木津川
哲学の道 保勝会	36	琵琶湖疎水分線
八幡市 環境政策課	72	木津川
村松児童館	19	岩倉川
日本ボーイスカウト京都連盟 京都北星地区カブ隊(京都第47団、68団、72団、82団)	21	高野川
S Y こぐま組	5	鴨川
M	8	清滝川
3人隊	3	高鼻川
中村家	3	高鼻川
合計 33団体	1159人	

（注）1 合計参加者数は延べ人数を示す。

資料100 水質汚濁防止法等に基づく市町村別特定事業場数  
(令和6年(2024)度末現在)

保健所	市町村	水質汚濁防止法に基づくもの		瀬戸内法の適用を受けるもの	
		総数	うち規制対象事業場数	総数	うち規制対象事業場数
京都市		796	64	17	15
乙訓	向日市	37	6	2	1
	長岡京市	60	7	4	4
	大山崎町	12	3	1	1
山城北	宇治市	223	33	29	24
	城陽市	101	4	9	9
	八幡市	76	6	4	4
	京田辺市	60	11	2	2
	久御山町	86	13	4	2
	井手町	32	0	2	2
	宇治田原町	37	9	2	2
山城南	木津川市	89	13	4	3
	笠置町	14	0	1	1
	和束町	21	1	1	1
	精華町	35	12	0	0
	南山城村	12	1	2	2
南丹	亀岡市	246	20	12	10
	南丹市	382	33	9	8
	京丹波町	135	29	—	—
中丹西	福知山市	286	47	—	—
中丹東	舞鶴市	417	20	—	—
	綾部市	199	24	—	—
丹後	宮津市	342	12	—	—
	京丹後市	679	49	—	—
	伊根町	94	5	—	—
	与謝野町	89	2	—	—
小計		3,764	360	88	76
合計		4,560	424	105	91

# 資料101 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設（污水）を有する工場・事業場数

（令和6（2024）年度末現在）

府条例施行規則 別表第2の4の番号	業種又は特定施設名	届出事業場数		条例の特定施設のみを有する事業場	
2	畜産食料品製造業	12	(3)	1	(0)
3	パン・菓子の製造業等	6	(3)	4	(2)
4	清涼飲料製造業	8	(1)	2	(0)
5	めん類製造業	1			
6	化学繊維製造業	1	(1)		
7	木材・木製品製造業	5	(2)	4	(1)
8	パルプ・紙等の製造業	11	(0)	9	(0)
9	出版・印刷業	8	(0)	7	(0)
10	無機顔料製造業				
11	その他の無機化学工業製品製造業	5	(1)	2	
12	カーバイド法アセチレン誘導品製造業				
13	コールタール製品製造業				
14	写真感光材料製造業				
15	その他の有機化学工業製品製造業	14	(5)	4	(0)
16	医薬品製造業	2	(2)		
17	農薬製造業				
18	砕石業				
19	鉄鋼業				
20	非鉄金属製造業				
21	金属製品・機械器具製造業	6	(1)	2	(0)
22	給食センター	11	(0)	11	(0)
23	鉄道業	2	(0)		
24	弁当仕出屋・弁当製造業	1	(0)	1	(0)
25	食堂・レストラン	12	(2)	5	(1)
26	バッテリー解体	3	(0)	2	(0)
27	廃ガス洗浄施設	36	(12)	16	(1)
28	し尿浄化槽（201～500人槽）	127	(52)	90	(35)
29	共同排水処理施設				
合 計		271	(85)	160	(40)

(注) 1 水質汚濁防止法に基づく特定施設以外の施設で、京都府環境を守り育てる条例により特定施設として定められている施設を有する事業場を記載しました。

2 ( )内の数は規制対象事業場の内数です。